

「都市計画公園・緑地の見直しの方向性(案)」について

パブリックコメントを実施します

三浦市では、未整備の区域がある諸磯公園の都市計画決定区域について見直しを行っています。

1 見直しの背景

都市計画公園・緑地は、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、計画的な整備を進めるため、都市計画に定めるものです。

しかし、都市計画決定をしたものの、長期にわたり一部事業化されていない公園が存在し、都市計画法第53条（建築の許可）による制限をかけ続けていることが課題となっています。

そこで、神奈川県が見直しに際して、基本的な考え方などをとりまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定したことに伴い、本市においてもこのガイドラインに基づき、一部事業化されていない諸磯公園の都市計画決定された区域の見直しをすることとなりました。

2 見直しの方向性(案)

見直し対象となる諸磯公園の都市計画決定されている区域は約0.77 haですが、公園として整備している区域は約0.55 haで、**約0.22 haが未整備となっています。**

財政的に未整備の区域を整備することは困難ですが、未整備の区域は斜面樹林で、環境保全や景観形成などから、公園としての必要性が高く、代替可能な空地等が他にはないため、三浦市では、**都市計画公園の未整備の区域を縮小せずに、存続**していきたいと考えています。

諸磯公園の都市計画決定された区域の見直し（縮小）はしない方向です。

このことについて、皆様からのご意見を募集します。

※ 詳しくは、三浦市ホームページ、都市計画課（市役所分館3階）、南下浦出張所、初声出張所にて配布している「都市計画公園・緑地の見直しの方向性（案）（資料版）」をご覧ください。

3 意見募集について

(1) 募集期間

平成28年12月1日(木)から平成29年1月6日(金)まで

(2) 提出方法

住所と氏名を明記し、郵送、ファクシミリ、E-mail 又は直接持参により都市計画課まで提出してください。

意見の提出様式については、様式例（意見書提出様式）を参考にしてください。

〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市役所 都市環境部 都市計画課
ファクシミリ：046-882-1161 E-mail：toshi0101@city.miura.kanagawa.jp

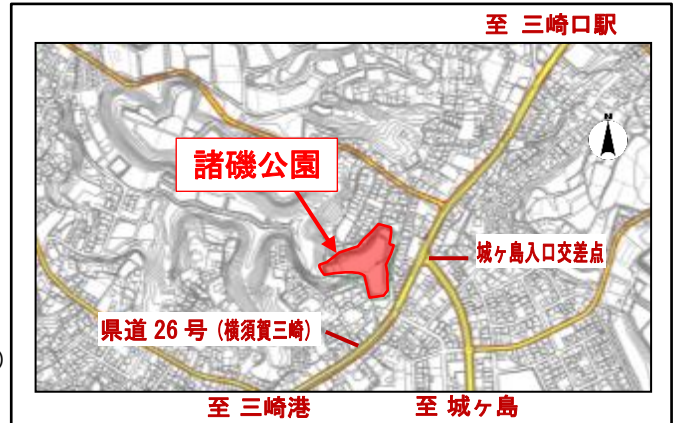
(3) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

4 諸磯公園の計画の概要

名称：2・2・6諸磯公園
 面積：約0.77ha
 整備済約0.55ha（未整備約0.22ha）
 種別：街区公園 ※1
 位置：三浦市三崎町諸磯 865-1
 都市計画決定 昭和61年11月29日

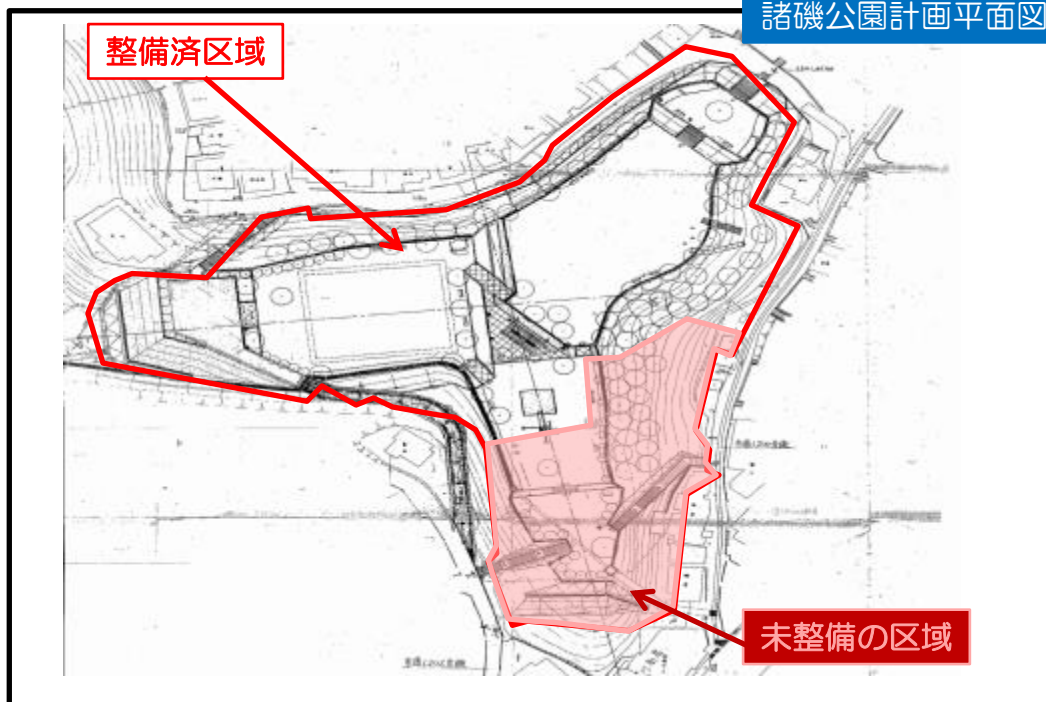
※1 主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（都市公園法施行令）



諸磯公園航空写真



諸磯公園計画平面図



計画平面図は都市計画決定時点のものであり、実際の整備状況と若干違いがあります。